

予防給付(介護予防通所介護)サービス 利用料金自己負担額(月額)

【基本部分】 ※サービス提供時間:3時間

利用者の要支援度	介護予防型通所サービス費(1月につき)		
	利用回数	利用者負担額 (基本料の1割)	利用者負担額 (基本料の2割)
要支援1	月に3回まで	378円/回	756円/回
	月に3回超(4回以上)	1,647円/月	3,294円/月
要支援2	月に7回まで	389円/回	778円/回
	月に7回超(8回以上)	3,377円/月	6,754円/月

(注)上記の基本利用料は、松山市が要綱で定める金額であり、これが改定された場合は、基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料をお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。(1割負担の場合)

加算の種類	加算の要件	加算額	
		利用者負担額 1割の場合	利用者負担額 2割の場合
運動器機能向上加算	利用者へ個別的な機能訓練等の 運動器機能向上サービスを行った場合 (1月につき)	225円	450円
介護職員処遇改善加算Ⅱ	当該加算の算定要件を満たした場合	1月の利用料金 (基本部分+各種 加算減算)の4.3%	左記の2割

(注)介護職員処遇改善加算Ⅱは、区分支給限度基準額の算定対象外です。